

萎縮したコンプライアンス：個人情報保護法への過剰反応

2005年4月1日から施行された個人情報保護法は、ICTの急速な発展と普及に伴って個人情報が蓄積・流通する状況に対応し、正しい個人情報利用の促進と情報プライバシーに関する個人の権利保護を目的としている。しかし、この法律の施行以来、過剰反応ともいえる事態が発生している。

2005年4月25日に発生したJR宝塚線（福知山線）の脱線事故では、運転手1名を含めた107名もの尊い命が犠牲となり、負傷者も500名を超えた。こうした中で、負傷者が搬送された病院の中には、家族の安否を心配する人々などからの問い合わせに対し、個人情報保護法を理由にして、負傷者の安否確認や意識不明者の特徴に関する情報提供に応じないところがあった。個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（5000件以上の個人情報を事業目的で利用している者）が個人情報を第三者に提供する場合には、本人の同意を得なければならないと定められている。しかし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではなく（同法第23条第2項）、また厚生労働省が発行した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」では、こうした状況の具体例として、

- ・ 意識不明で身元不明の患者について、関係機関へ照会したり、家族又は関係者等からの安否確認に対して必要な情報提供を行う場合
- ・ 意識不明の患者の病状や重度の認知症の高齢者の状況を家族等に説明する場合
- ・ 大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合

をあげている。情報提供を拒否した病院の態度は、法律違反とそれに伴う罰則を恐れるあまりの過剰反応であると評価してよいであろう。

一方、2006年5月22日付の日本経済新聞は、次のように報じている。

昨年四月に個人情報保護法が全面施行後、弁護士が裁判に使うため、法令に基づいて自治体や行政機関、団体に個人情報を照会しても拒否されるケースが相次いでいることが二十一日までに、日弁連情報問題対策委員会の調査で分かった。（中略）

対策委員会によると、遺言の有効性が争われた訴訟で、弁護士が民事訴訟法に基づき、千葉市に裁判所を通して遺言者の介護記録を照会した。

しかし千葉市は、同保護法完全施行に合わせて改正した個人情報保護条例の事務手引で、回答が義務付けられていない裁判所からの嘱託調査や弁護士照会などには、個人情報を提供しないと定めているとして介護記録を開示しなかった。

弁護士法に基づいて依頼先の企業の銀行取引停止処分を照会した弁護士は、名古屋銀行協会に同保護法を理由に断られた。「個人情報ではなく法人情報だ」と指摘したところ「代表取締役の個人名が含まれている」と回答された。

また犯罪被害者の依頼で、弁護士がある地検に確定判決などの閲覧を求めた際、加害者の住所などを抹消された。被害者は住所などが分からないと損害賠償訴訟を起こせない。

相続財産管理人の弁護士が故人の国民年金保険料の滞納状況を社会保険事務所に照会したケースなどは、拒否の根拠がないのに内規などを誤解して拒否したという。

(後略)

法の遵守すなわちコンプライアンスは、法治国家に生きる者にとっては当然の義務である。しかしながら、こうした事例は「萎縮した」コンプライアンスという態度が社会にとって重大な不利益をもたらしていることを如実に物語っているのである。

参考文献

独立行政法人国民生活センター相談調査部「最近の個人情報相談事例にみる動向と問題点 法へのいわゆる「過剰反応」を含めて」2005年11月7日、http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20051107_2.pdf (2006年5月22日アクセス)

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」2004年12月24日(2006年4月21日改正)、<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf> (2006年5月22日アクセス)

©2006 by Kiyoshi Murata

This case may be quoted or published without permission as long as it is not changed in any way and it carries the copyright notice.

ケースメソッドのための質問

1. なぜ個人情報を保護することが大切なのでしょう。個人の生活と社会の設計という両側面から考えなさい。

ヒント：個人情報がまったく保護されないという状況を想像して、どのような不利益が個人と社会に存在するかを考えてみよう。ICTの普及という現状をふまえて議論すること。

2. 事例の中に登場する個人情報の提供を拒否した組織の行動は正当化できますか。理由とともに答えなさい。

ヒント：個人情報提供を拒否する理由が法的に見て、社会通念から見て、自分たちの価値観から見て正当化できるかどうかを考えてみよう。

3. コンプライアンス＝法を遵守するとは、どのような態度であるべきだと考えますか。

ヒント：法律に違反してよいかといえば、もちろんいけません。このことを前提に考えなさい。